

山柔協第22-367号  
令和4(2022)年11月15日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会長 正司直樹  
(会長印を省略しています)

## 国内における「少年大会特別規程」の判断について(無理な巻き込み技を施すこと)

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、(公財)全日本柔道連盟から標記規程の判断において、特に、「無理な巻き込み技を施すこと。(指導)」について動画において示されましたので、徹底されるようお願いいたします。

この「無理な巻き込み技を施すこと。」の動画につきましては、周南市柔道協会のホームページ※に掲載しています。

また、動画内でのコメントは下記のとおりです。

※ <http://www.shunanjudo.server-shared.com/>

## 記

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をさします。

これから示す事例は、いずれも釣り手を離し、体を捨てて巻き込んでおり、無理な巻き込みを施したとして「指導」が付与されます。

釣り手を離して体を捨てて巻き込めば、技の効果の有る無しにかかわらず、「指導」が適用されます。ただし、技を仕掛けて、相手に返されそうになり、釣り手を離して自らつぶれることには適用されません。

スコアのある事例として、釣り手を離さずに、軸足の踏み込みをしっかり行い、投げ倒し、相手に乗りかかった場合は、無理な巻き込みには該当しません。

少年期は、相手を投げた際に相手の身体を支えるだけの体幹ができておらず、乗りかかってしまう恐れがあり、これに対してペナルティを付与すべきではありません。

しかし、稽古においては、倒れ込まずに立って技をかけるように指導することが望まれます。

同じくスコアになる事例として、相手をしっかりと投げた後に、いわゆるかばい手を行ったものであり、スコアを認めるものとなります。

一般社団法人山口県柔道協会

TEL・FAX： 083-924-9510

電子メール： [yjk@c-able.ne.jp](mailto:yjk@c-able.ne.jp)